

雨水湛水事業について

～雨水を有効活用して地下水を増やしましょう！～



今年度から、稲作期間中に排水口のせき板を通常より5cm高くすることで、雨水を有効活用した地下水涵養に取り組みます。協力いただける稲作農家の人に10aあたり3,000円を補助します。

対象水田など詳しくは以下のとおりです。取り組みに協力いただける人は5月31日(金)までに農政課へ申請書の提出をお願いします(申請書は農政課窓口にあります)。

なお、5月9日(木)の午後7時から役場2階大会議室で説明会を行いますので、ぜひお越しください。

対象水田：用水を主にボーリングによる地下水で賄っている水田

実施期間：6月～8月の間で60日以上

実施内容：①上記期間中は排水口に通常より5cm高いせき板を設置してください。
②農政課で配布する雨水湛水の看板をほ場に設置してください。
③一部の水田で東海大学農学部が調査を実施しますのでご協力ください。

注意点：①せき板は各自で準備をお願いします。
②この取り組み実施で畦畔のくずれ、コンバインのはまりこみなどが発生しても村からの補償はありません。
③畦畔の崩れを防止するため、できるだけしっかりと畔塗りを行ってください。



通常より高く設定したせき板のイメージ

〈問い合わせ〉農政課 農政係 TEL0967 (67) 2706

不妊・不育治療費の助成 (南阿蘇村こうのとりのり支援事業) について



子どもを授かることを望み、不妊・不育治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減するための助成事業を行っています(夫婦1組あたり年度20万円が上限です)。

この事業について、助成対象となる要件が以下のとおり一部拡大となりました。



村HP

	助成対象要件	旧要件
令和6年4月から	当該夫婦間の実子の有無についての要件を削除(第2子目以降の不妊・不育治療も助成対象)	当該夫婦間に実子がないこと
令和6年1月から	戸籍法上婚姻の届出をしている(または事実婚状態の)夫婦	戸籍法上婚姻の届出をしている夫婦
	(要件の削除)	婚姻後1年以上経過していること
	夫婦またはどちらか一方の住民票が村にあり、かつ居住していること	夫婦の住民票が村にあること
	妻(女性)の年齢が43歳に達した年度末まで	妻の年齢が43歳未満

事業の詳細や申請のご相談については、村ホームページをご覧ください。子育て支援課までご連絡ください。

〈問い合わせ〉子育て支援課 子育て支援係 TEL0967 (67) 2715